



- ① 令和元年 6月 6日 16:00 解禁
- ② 令和元年 6月 14日 16:00 解禁

令和元年 6月 3日  
同時資料提供先 : 合同庁舎記者クラブ  
広島県政記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 違反車両を撲滅して安全な道路を！ ～国道2号で特殊車両の**指導取締**を実施します～

広島国道事務所では、特殊車両※の適正な運行がなされるよう、広島県警察本部と協力し、継続的に特殊車両の指導取締を実施しています。今年度は、管内で年間12回の指導取締を予定しており、この度1回目及び2回目となる指導取締を以下のとおり実施しますのでお知らせします。

※「特殊車両」：別紙-2参照

- 実施日時及び場所  
①令和元年6月 6日(木) 14:00～16:00(1回目)  
一般国道2号(下り) 西条管理所  
(東広島市西条町下三永地内：別紙1-1参照)  
②令和元年6月14日(金) 14:00～16:00(2回目)  
一般国道2号(上り) 大竹車両計量所  
(大竹市黒川一丁目地内：別紙1-2参照)  
※雨天等により指導取締を中止する場合があります。
- 協力機関  
①広島県警察本部 東広島警察署  
②広島県警察本部 交通機動隊
- 指導取締内容  
通行許可書の有無及び内容を確認し、違反があれば、指導警告等を行います。
- 取材対応  
報道解禁は、①、②各日の指導取締終了時刻16:00とします。  
※現地では、担当者の指示に従ってください。  
※指導取締を行っている時のカメラ取材は可能です。

### 平成30年度指導取締実施状況



寸法検測(許可内容の確認)



適正化指導

(問い合わせ先)

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

副所長(管理) 溝田 亨(みぞた とおる)

【取締担当】 管理第一課長 中原 弘人(なかはら ひろひと)

TEL (082) 281-4131 FAX (082) 286-7901

【広報担当】 計画課長 亀岡 敬和(かめおか のりかず)

TEL (082) 281-4131 FAX (082) 286-7897

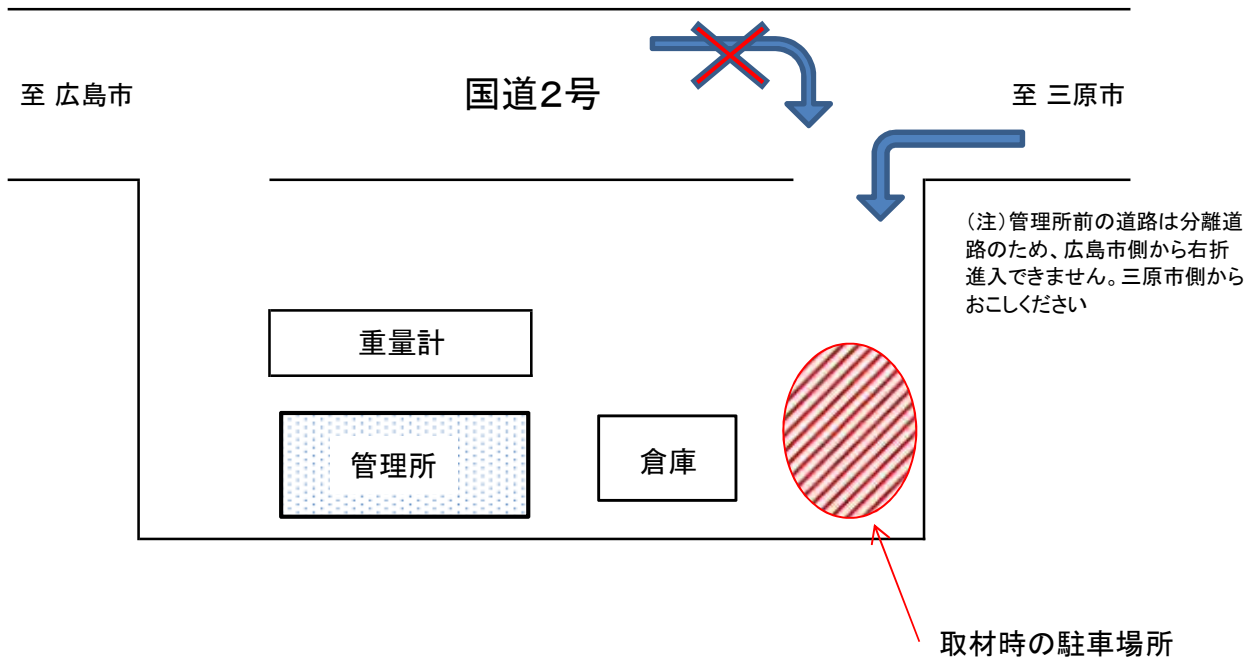
ホームページ ○広島国道事務所 <http://www.cgr.mlit.go.jp/hirokoku/>

取締箇所(西条管理所) 6月6日(木)14:00~16:00実施

※1 位置図



※2 詳細図

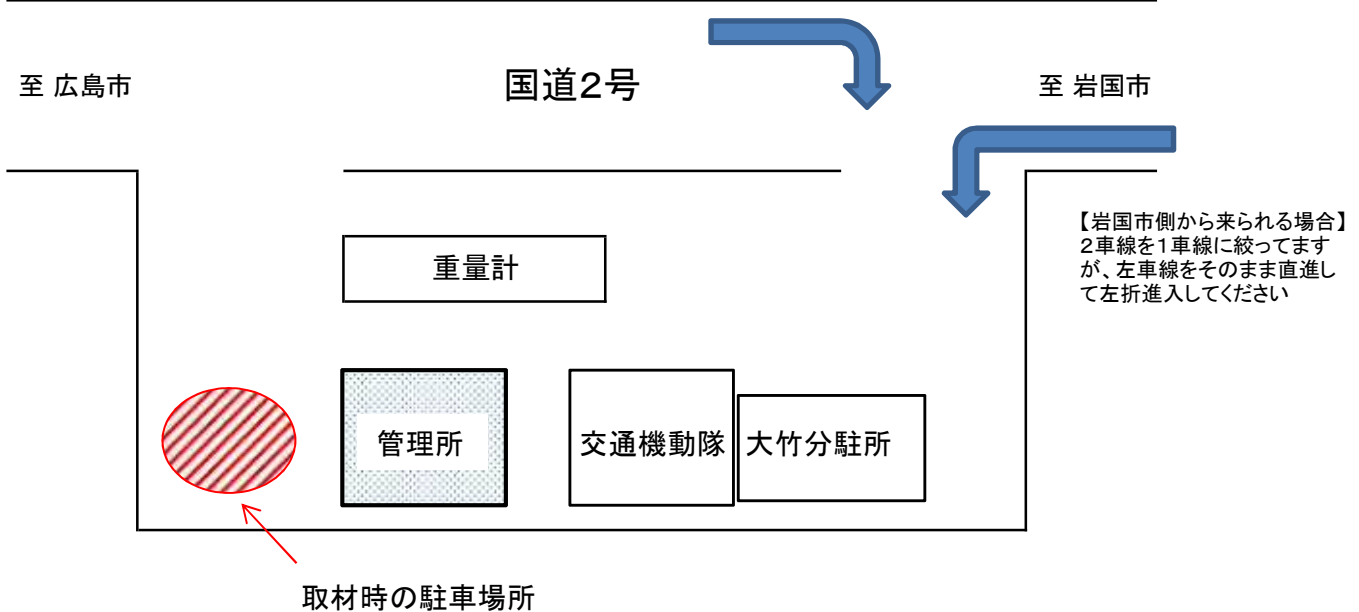


取締箇所(大竹車両計量所) 6月14日(金)14:00~16:00実施

※1 位置図



※2 詳細図



荷主・運送関係の皆様へ  
**大型車両の  
適正な通行を!**

**特殊車両通行許可制度**

ご存知ですか?  
**道路法に基づき定められた  
必要な手続きです**





## 「特殊車両通行許可」申請と許可

- 車両を通行させようとする者(荷主、運送事業者等)またはその代理人(行政書士等)が申請できます。
- 道路管理者(国・地方自治体・高速道路機構等)は、申請された車両の大きさ・重さ等に関して「技術的・物理的な観点」から申請された経路を通行可能か否かの判断(審査)を行います。
- 複数の道路管理者が管理する道路にまたがる申請経路の場合、申請を受け付けた道路管理者(例えば国道事務所)で一括して手続き(他の道路管理者と協議を含む。)を行っています。
- 申請内容を迅速に審査するためにもオンラインでの申請をお願いします。また、国土交通省へのオンライン申請であれば、24時間全国の窓口申請することができ、申請書の提出及び許可証の交付のために窓口に向く必要はありませんので大変便利です。



### 【ポイント】

- 道路管理者が異なる複数の道路に係る許可の申請をする場合、「協議」に要する実費として手数料が必要。  
(※行政書士に代理申請を依頼する場合には、別途行政書士に支払う報酬が必要となります。)
- 許可期間は車両や貨物の大きさ、重さ及び通行形態(1回の走行のみか、反復的な走行か等)により**最長2年まで**。
- 申請に関する詳細は右記のURLをご参照ください。 <http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/>

## 「特殊車両通行許可」で気をつけていただきたいこと

通行経路の途中に強度が弱い(旧基準により設計された、又は重量制限違反車両の走行等により損傷した)橋がある場合は許可できないことがあります。

※ただし、迂回ルートによる申請や貨物を分解して積載重量を減らした申請によって許可できることもあります!!

申請から許可まで各道路管理者による審査のために時間を要します。重量物や長大物の輸送依頼をする際は、その期間を考慮した輸送計画を立てて下さい。自動車検査証記載の「最大積載量」「車両総重量」以下の重量でも許可できない場合があります。

## 中国地方整備局【特殊車両に関する全般及び申請に関する問合せ】

機 関 名	住 所	電 話 番 号
松江国道事務所 管理第一課	〒690-0017 松江市西津田2丁目6番28号	TEL 0852-26-2131
広島国道事務所 管理第一課	〒734-0022 広島市南区東雲2丁目13番28号	TEL 082-281-4131

## 特殊車両関係情報サイト

提 供 内 容	提 供 者	U R L
特車申請におけるオンライン申請の紹介	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/PR/index.html</a>
全国の道路規制情報	特車運用事務局	<a href="http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html">http://www.tokusya.ktr.mlit.go.jp/kisei/index.html</a>
各県・政令市等の窓口	特車運用事務局	<a href="http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html">http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000012.html</a>



国土交通省  
中国地方整備局

ホームページアドレス: <http://www.cgr.mlit.go.jp/>  
広島市中区上八丁堀6-30 TEL 082-221-9231

大型車通行適正化に向けた  
中国地域連絡協議会  
『連携した広報・取締りを実施』

平成29、30年度の広島国道事務所管内における  
特殊車両指導取締の実施状況は次のとおりです。

**平成29年度の取締結果** (4月から3月まで、15回実施)

路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	
				措置命令	警告
国道2号	西条管理所 (東広島市西条町下三永)	23	18	0	18
国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	47	33	1	32
国道185号	呉取締基地 (呉市広本町一丁目)	16	8	0	8
合計		86	59	1	58

**平成30年度の取締結果** (4月から3月まで、15回実施)

路線	取締場所	取締台数	違反台数	措置命令	
				措置命令	警告
国道2号	西条管理所 (東広島市西条町下三永)	24	13	0	13
国道2号	大竹車両計量所 (大竹市黒川一丁目)	33	18	0	18
国道185号	呉取締基地 (呉市広本町一丁目)	16	7	0	7
合計		73	38	0	38